

## 堺伝統産業会館改装計画・設計業務募集要領

### 1. 業務名称

堺伝統産業会館改装計画・設計業務

### 2. 履行期間

契約日から令和3年1月31日まで

### 3. 契約担当課

〒591-8025 堺市北区長曾根町1 8 3 - 5

公益財団法人堺市産業振興センター

販路開拓課 担当 菊井、笠井

TEL 072-255-1223 FAX 072-255-5200

e-mail hanro@sakai-ipc.jp

### 4. 参加資格

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (2) 堺伝統産業会館改装設計・施工業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。  
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (3) 堺伝統産業会館改装設計・施工業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。  
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者
- (7) 過去5年以内に、展示施設（常設）で展示面積300㎡以上の計画・設計・施工すべての実績を有する者（実績は同一施設でなくてもよい）。

### 5. 日程

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 公募開始日             | 令和2年10月28日（水）     |
| (2) 参加資格確認申請書等提出締切日   | 令和2年11月5日（木）      |
| (3) 質疑締切日             | 令和2年11月5日（木）      |
| (4) 質疑回答日             | 令和2年11月9日（月）      |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 令和2年11月11日（水）     |
| (6) 企画提案書等提出締切日       | 令和2年11月16日（月）     |
| (7) 企画提案書等についての質疑     | 令和2年11月19日（木）[予定] |
| (8) 質疑回答締切日           | 令和2年11月24日（火）[予定] |

(9) 審査結果(採否)通知日 令和2年11月27日(金) [予定]  
優先交渉権者決定

- ※1 本業務についての説明会を実施する予定はない。
- ※2 プレゼンテーションは実施せず、書面での質疑応答を実施する。
- ※3 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

## 6. 応募書類の配付

令和2年10月28日(水)から令和2年11月5日(木)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)  
堺市産業振興センターホームページからダウンロードする。  
堺市産業振興センターホームページ: <http://www.sakai-ipc.jp>

## 7. 提出書類

### (1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出(プロポーザル参加)する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

#### ① 提出書類

##### (ア) プロポーザル参加資格確認申請書

- ・ 必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

##### (イ) 法人市民税の納税証明書(個人の場合は市民税。市外業者の場合は、主たる営業所の市区町村のもの。令和2年9月1日以降に発行されたものを添付すること。写し可)

- ・ 提出部数は1部とする。

##### (ウ) 国税の納税証明書(令和2年9月1日以降に発行されたもので、その3の3を添付すること。写し可。)

- ・ 提出部数は1部とする。

※「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等の猶予制度の適用を受けており、「納税証明書(その3)」が提出できない場合は、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書(その1)」を提出すること。

※提出書類(イ)(ウ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

##### (エ) 会社概要等が記載されている資料 1部

##### (オ) 計画・設計・施工実績が記載されている資料 1部

#### ② 提出期限

令和2年11月5日(木)午後5時まで

#### ③ 提出先

前記3 契約担当課まで

#### ④ 提出方法

直接持参または郵送(FAX不可)すること。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記3 契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記4のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、令和2年11月11日(水)に通知する。

### (2) 企画提案書等の提出

#### ① 提出書類

##### (ア) 企画提案書

- ・ 表紙に業務名、提出日を記載し、貴社の社名、代表者職氏名を記載のうえ、社印、代表者印を押印した正式なもの1部、貴社の社名、代表者職氏名が無記載、無押印、プロポーザル番号を記入した審査用のもの8部提出すること。
- ・ 審査用の8部には社名、代表者名、ロゴ、暗号など会社を特定するようなことは一切記入しないこと。また、これらを記入した紙片などをはさまないこと。

※このような行為があった場合は失格とする。

- ・ A4版 横書き 片面刷 左綴じ  
(図面類に関しては、A3折込みは可能とする。)  
ただし、吹き出しやコメントの挿入のための縦書きは可とする。  
また、各資料における文字その他に関しては12ポイント以上とすること。  
(ただし設計図書内寸法表記等に関してはこの限りではない。)
- ・ 宛名は公益財団法人堺市産業振興センター理事長とする
- ・ 図面類のパネル化は不可とする。
- ・ プロポーザル番号とは、参加表明をされた者に発行する審査用整理番号のこと。後日、参加表明者に通知するので、設計図書・見積書表紙に記入すること。

#### (イ)見積書

- ・ 表紙に業務名、見積日を記載し、貴社の社名、代表者職氏名を記載のうえ、社印、代表者印を押印した正式なもの1部、貴社の社名、代表者職氏名が無記載、無押印、プロポーザル番号を記入した審査用のもの8部提出すること。
- ・ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。なお、見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- ・ 見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・ 宛名は公益財団法人堺市産業振興センター理事長とする
- ・ 見積書の提案上限金額は6,300,000円(税込)とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

#### ②提出期限

令和2年11月16日(月)午後5時まで

#### ③提出先

前記3の契約担当課まで

#### ④提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記3契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※提出の際には、本市から交付した関係書類を全て返却すること。

### 8. 提案書記載事項

別紙の「堺伝統産業会館改装計画・設計業務仕様書」に基づき、(1)～(4)の項目についての提案を作成すること。

#### (1)改装に関する提案

- ① 1階刃物研ぎ実演やワークショップの様子を屋内外から見やすくする工夫、また、1階で実演・体験を実施していない時に来街者に伝統産業をPRする工夫
- ② 1階一部をワークショップスペースに変更した後のレイアウト
  - ・ ワorkshopスペースは、実演、体験、企画展等に使用できるようにする。
  - ・ 給排水設備、可動式テーブル・椅子を配置するものとする。
- ③ 2階刃物に関する展示において、刃物を身近に感じられる内容にするための、入口のサイン及び近隣施設の周遊に誘う文章
- ④ 2階刃物に関する展示スペースが限られるなかで、多言語対応を行う工夫
- ⑤ 来館者をリピーターにする工夫
  - ・ 展示はパネル、実物、レプリカ、映像等によるものとする。
- ⑥ 上記提案のイメージパース図(1階、2階部分各1枚)
  - ・ 現在、展示物の借用について関係団体と調整中であるが、展示内容は以下のとおり。
  - ・ 刃物を含む金属加工の歴史(※)
  - ・ 環濠エリアにおける金属加工業者の多さ(※)

- ・堺の刃物の特徴（製造工程・分業制）
  - ・刃物の種類の多さ・東西の違い、用途
- （※）印：屋根のないミュージアム・堺 地域計画に基づいた展示

★屋根のないミュージアム・堺 地域計画とは

- ・堺の歴史・文化を体験型観光のコンテンツの充実を図り、心に残る堺体験を来訪者に提供
- ・堺市博物館を核とした百舌鳥エリアとさかい利品の杜・堺伝統産業会館を核とした環濠エリアをストーリーなどで紐づけて周遊を促進

(2) 本業務に基づく改装（施工）、展示ケース等備品調達、パネル・映像制作（委託）に要する経費の概算見積及び工程表

※本業務は、令和2年度文化芸術振興費補助金（博物館等を中核とした文化クラスター推進事業）を活用するものであることから、本業務及びパネル・映像制作（委託）、本業務に基づく改装（施工）、展示ケース等備品調達に要する経費のうち、委託費、工事請負費が補助対象事業費に占める割合に制限がある点に留意すること。令和2年度文化芸術振興費補助金（博物館等を中核とした文化クラスター推進事業）募集案内P7～及び文化芸術振興費補助金（博物館等を中核とした文化クラスター推進事業）交付要綱を参照）

令和2年度文化芸術振興費補助金（博物館等を中核とした文化クラスター推進事業）募集案内 P.9 抜粋  
 ○事業費に占める割合に制限がある者(抄)  
 委託費・請負費：1件で補助対象経費の1/2を超える場合は事業自体が対象外

補助対象経費等は次のとおり

○補助対象経費：35,926,000円

○補助対象事業費の内訳

- ・工事請負費：10,615,000円
- ・備品購入費：14,355,000円
- ・委託費：10,956,000円（本業務の見積上限金額6,300,000円を含む）

(3) 計画、設計の取組体制

(4) 担当予定者の経歴

9. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記3の契約担当課までFAXもしくは電子メールにて問い合わせること。送信後、速やかに契約担当課に到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は令和2年11月5日 午後5時までとし、それ以後は一切受け付けない。

10. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

令和2年11月12日（木）午後5時まで

(2) 提出先

前記3の契約担当課まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除

く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記3契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

#### 11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1)提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2)見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3)提出期限までに書類が提出されない場合
- (4)提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (5)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6)著しく信義に反する行為があった場合
- (7)契約を履行することが困難と認められる場合
- (8)企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9)本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (10)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

#### 12. 企画提案書等の審査

##### (1) 審査基準及び配点表

最優秀提案者の決定については、本業務に最適な事業者を選定するため、別添配点表の項目において評価し総得点が最も高い者とする。

##### (2) 審査方法

- ・提出書類は当センター、堺市庁内関係者、外部有識者で構成する選定会議において審査し、総合的に判断し最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・見積額における評価点の算出は、少数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁までを有効とし、提案上限額の98%以上を0点、96%以上98%未満を1点、94%以上96%未満を2点、92%以上94%未満を3点、90%以上92%未満を4点、90%未満を5点とする。
- ・各評価項目の評価点は、1点から5点までの5段階評価とする。
- ・総得点の最も高い者が2者以上ある場合は、全委員による択一投票を行い、業者を選定する。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認めない。

##### (3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和2年11月27日(予定)に通知する。

##### (4) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最優秀提案者を契約の優先交渉権者として決定する。

#### 13. 契約の締結

##### (1) 契約者の決定

- ①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和2年12月1日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
- ②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。  
なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により当センターに著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

##### (2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の 10/100 以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去 2 年間に、国又は地方公共団体、その他公的機関と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000 円以下であるとき。

14. その他

(1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には当センターで定めた保存年限満了後、当センターの責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は公益財団法人堺市産業振興センター情報公開規程により情報公開の対象となる場合がある。

(2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性の低い提案はしないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、当センターは一切賠償しない。

(4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 本業務にかかる制作物の著作権は、当センターに帰属する。製作にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの問題が生じて、当センターは一切の責任を負わない。

(6) 選定後に詳細な協議を行い、当センターが協議内容及び見積金額を承認した後に契約を行う。協議が不調に終わった場合は、プロポーザルの第 2 順位の者を改めて選定する場合がある。また協議が不調に終わった場合に生じた経費については、当センターでは一切負担しない。